

コード等決済サービス加盟店規約

第1 共通条項

第1条 (加盟店)

- 1 加盟店(以下「甲」という。)とは、本規約を承認の上、決済手段の提供者(以下「イシュア」という。)と提携する株式会社アプラス(以下「乙」という。)にイシュアの提供する決済サービスであるコード等決済サービスの加盟を乙所定のコード等決済サービス利用申込書によって申し込み、乙及びイシュアが加盟を認めた法人又は個人をいう(かかる申込みと承認によって甲と乙との間に成立する各条項(「第2 特約条項」を含む。)を以下「本規約」といい、本規約に基づく甲乙間の契約を以下「利用契約」という。)
- 2 乙は、所定の審査を行ったうえ、申込を認める場合にはその旨を甲に書面で通知するものとし、通知した日をもって利用契約が成立するものとする。
- 3 甲は、本規約に基づき、乙の加盟店として、QRコード、バーコードその他決済のための情報(以下「QRコード等」という。)を利用したスマートフォンその他の電子機器(以下「スマートフォン等」)上のアプリケーションによる甲における商品代金等の決済手段(以下「本決済手段」という。)を甲において提供するものとする。
- 4 甲は、本決済手段を取り扱う店舗又は施設を指定の上、あらかじめ乙に書面で届け出て乙の書面による承認を得るものとし(かかる承認を得た店舗又は施設を「取扱店」という。)、乙の承認のない店舗において本決済手段を取り扱うことはできないものとする。
- 5 甲は、取扱店において、本決済手段を利用するために用いる乙所定のアプリケーションを搭載した機械端末、タブレット端末その他の決済端末機(以下「端末機」という。)を乙が指定する条件を満たす場所に設置するとともに通信環境を整備するなど、自らの費用と責任において、本決済手段を取り扱うために必要な措置をとることとする。乙の事前の書面による承諾なしに端末機の設置場所を変更してはならないものとする。また、甲は、乙の定める利用標識(イシュアから提供して乙が承認する本決済手段に関するロゴを含む。)を端末機及びその他の場所の目立つ位置に掲示するものとする。甲は、本決済手段及びイシュアの名称並びにその英語その他の言語による名称を本規約に定める業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 6 甲は、本決済手段の会員(以下「会員」という。)による日本国内における本決済手段の利用を促進するために、乙又はイシ

ュアが甲の個別の承諾を得ることなく、甲及び甲の取扱店の名称及び所在地等本決済手段の提供に必要な甲に関する情報を共有し、印刷物、ホームページその他の広告媒体に本決済手段を利用可能な店舗として当該情報を記載することをあらかじめ包括的に承諾するものとする。

- 7 甲は、端末機、売上総計その他乙が提供するデータ、乙があらかじめ指定する商標等を本規約に定める以外の目的に使用してはならないものとし、また、第三者に使用させてはならないものとする。
- 8 甲は、善良なる管理者の注意を以て端末機を管理するものとし、乙の事前の書面による承諾なしに、甲は端末機を第三者に譲渡、貸与、質入れ等の担保権の設定その他の処分を行ってはならない。甲は、その故意又は過失を問わず、端末機の紛失、破損、損傷、安全管理等について一切の責任を負うものとする。甲が乙から端末機の貸与を受けたときは、甲は、別途乙が甲に通知する「コード等決済サービス契約内容通知書」(以下、「通知書」という)記載の貸与料を乙に対して支払う。甲は、貸与を受けている期間中、端末機に乙の所有物である旨の表示を施すものとする。
- 9 甲は、商業詐欺やその他の違法な活動に関与している端末を使用したり、第三者による当該活動を支援してはならない。
- 10 甲は、本決済手段の管理のために利用する乙所定の管理システムに関し、当該管理システムのログインID又はパスワードを善良なる管理者の注意を以て管理するものとし、乙の事前の書面による承諾なしに、第三者に使用させてはならない。甲は、その故意又は過失を問わず、ID又はパスワードの第三者による使用について一切の責任を負うものとする。

第2条 (本決済契約の成立)

- 1 甲は、会員が本決済手段上のQRコード等を提示することにより、甲による商品の販売又は役務の提供等(以下「売買取引等」という。)について会員が負担する債務(以下「売買取引等債務」といい、売買取引等債務に係る債権を以下「売買取引等債権」という。)を第2の特約条項に定める決済手段によって支払う旨の決済を目的とする契約(以下「本決済契約」という。)の申込みをしたときは、本規約に従い当該会員と本決済契約を締結するものとする。
- 2 甲は、乙に対し、売買取引等債権についてイシュアから甲に支払われる売買取引等の代金相当額を甲に代わって受領する権限(以下「代理受領権限」という。)を付与する。

第3条 (本決済手段による決済の方法)

- 1 甲は、会員が QR コード等の提示による本決済契約の申込みをした場合、会員の所持するスマートフォン等に表示される QR コード等を会員が端末機に読み取らせる方法又は会員よりスマートフォン等の引渡しを受け自ら QR コード等を端末機に読み取らせる方法のいずれかによって、QR コード等を端末機に読み取らせるものとする（以下「会員提示型」という。）。
- 2 甲は、端末機に表示された売買取引等債務の金額を会員に確認させた上で、前項の読取りを行うものとし、会員の所持するスマートフォン等で会員の暗証番号の入力を求めたときは暗証番号を会員に入力させるものとする。甲は、暗証番号は必ず会員本人に入力させるものとし、暗証番号入力後、後方から覗き見されないように会員に注意を促すものとする。
- 3 甲は、決済完了を表す乙所定の電文が乙所定の管理システムに表示されたときは、売買取引等債務の弁済がなされたものとして取り扱うものとし、以後、会員に対しては売買取引等債務について何らの請求もできない。
- 4 理由の如何を問わず端末機の使用ができない場合は、甲は本決済手段による決済はできないものとする。かかる場合、如何なる理由であっても乙は甲に対して何らの責任も負わないものとする。
- 5 甲は、第 8 条に定める支払留保事由が発生したこと、第 1 項から第 3 項に定める手続に瑕疵があること、甲が乙又はイシューに提供する売買取引等に関する情報（本条第 2 項の端末機に表示される売買取引等債務の金額及び第 4 条第 4 項の会員の本決済手段の利用状況等の調査への協力として提供した情報等、第 7 条第 2 項の報告等を含む。）が真実・正確ではないこと、又は第 1 項から第 3 項に定める手続について紛争等が生じたこと等に起因して、あるいは、第 1 項から第 3 項に定める手続に関連して、乙、イシュー又は会員に損害等が生じた場合は、当該損害等について一切の責任を負うものとする。

第 4 条（甲の遵守事項）

- 1 甲は、会員に、①本人の本決済手段のアカウント（以下「アカウント」という。）を利用していないと認められる疑いがある場合、②無効、偽造、変造されたアカウントである疑いがある場合、又は③その他アカウント若しくは商品等の取扱いについて不審な点が認められる場合、乙に通報するものとする。
- 2 甲は、前項の①から③までのいずれかに該当する場合には、乙の指示（本決済手段の全部又は一部の利用の停止を含む。）に従い、調査に協力しなければならない。
- 3 甲は、会員に対して販売した商品又はサービスの売上票、会員が署名した商品等の配送伝票その他の売買取引等の証憑を、取

引日から最低 5 年間、適切に保管するものとし、乙又はイシューからの要請に基づき乙の指示に従い乙に提供するものとする。

- 4 甲は、乙から依頼があったときは、会員の本決済手段の利用状況等の調査及び当該利用状況等に関する資料の提出に速やかに協力するものとする。

- 5 甲は、会員に対し、本決済手段の利用料その他の手数料の支払を請求してはならないものとする。

第 5 条（取扱金額）

- 1 甲は、1 回あたりの本決済契約による売買取引等債務の利用上限額又は最低利用額を自由に定めることができず、これらを定めることを希望する場合は、事前に乙と協議の上、乙の承諾を得なければならない。

- 2 会員の本決済契約による売買取引等債務の金額が、乙の定める金額を超えるときは、本決済契約に係る決済はなされないものとする。

第 6 条（本決済手段による支払の拒否及び差別待遇の禁止）

甲は、有効な QR コード等を提示した会員に対し、正当な理由なく本決済手段による支払いを拒否し、現金払い又はクレジットカード等その他の決済手段の使用を要求すること、又は手数料等の名目如何を問わず、現金払いの会員と異なる代金を請求する等会員に不利となる差別的取扱いを行ってはならないものとする。

第 7 条（現金その他の禁止商品）

- 1 甲は、架空取引を行ってはならないほか、以下のいずれかに該当するか又は該当するおそれがある商品・サービスを取り扱ってはならない。

- (1) 公序良俗に反すると判断されるもの
- (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律又は法令の定め違反するもの
- (3) 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他知的財産権その他の権利を侵害するもの
- (4) 現金、商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品
- (5) 乙または、イシューが不適当と認めた場合

- 2 乙が、取扱う商品又はサービス等について報告を求めた場合には、甲は、速やかに報告を行うものとし、乙が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、甲は直ちに当該商品又はサービス等の販売を中止するものとする。

第8条 (支払の留保)

甲は、以下のいずれかに該当する場合（以下、総称して「支払留保事由」という。）には、当該利用に係る売買取引等債務について支払いがなされないことがあることを了承する。

- (1) 会員本人以外が会員のアカウントを不正利用した場合
- (2) 無効、偽造、変造されたアカウントが利用された場合
- (3) 本決済手段による決済を行った商品又はサービス等について、会員からの相談、苦情、紛議等（以下「苦情等」という。）があり、苦情等が解決しない場合
- (4) 利用契約に違反して本決済手段が利用された場合

第9条 (決済の取消し)

- 1 本決済契約が解除（合意解除を含む）又は取消し等により適法に解消された場合（売買取引等の解消による本決済契約の解消を含む）、甲は、乙が認めた場合に限り、返金手続を乙指定の方法にて行うことができるものとし、如何なる場合であっても、会員に対して、直接返金してはならないものとする。
- 2 前項に基づく返金処理が完了した時点をもって、甲は、乙に対して返金義務を負担するが、第10条1項に定める乙の甲に対する支払と相殺して精算するものとする。
- 3 返金がなされる場合であっても、当初の本決済契約に係る売買取引等債務に関する第11条の手数料は返還されないものとする。

第10条 (回収金の支払方法)

- 1 代理受領権限に基づき乙が受領した回収金の乙による甲に対する支払は、乙がインシュアから実際に回収金相当額を受領したときに発生する支払義務に基づき、通知書記載の日（以下「支払期日」という。）に、売買取引等債権の額面額から次条に定める手数料及び前条第2項の甲の乙に対する返金義務に基づく返金額（もしあれば）を控除した金額を支払うことにより行われるものとする（支払期日が休日の場合は翌営業日、但し、支払期日が月末で休日の場合は前営業日）。なお、上記支払に係る振込手数料は、甲の負担とする。
- 2 前項に基づく控除を行った後において、甲が乙に支払うべき手数料及び返金額が残る場合、甲は、乙所定の方法で指定した日に、乙の指定する口座に振り込む手続を行う方法により当該手数料及び当該返金額を支払う。振込手数料は、甲の負担とする。
- 3 乙は、第1項に基づき甲に対して支払うべき金額について、これを支払う日までの間に弁済期の到来した甲に対する債権を有するときは、第1項に基づく支払に際し、対当額にて当該債権と相殺の上、支払うことができる。

- 4 第4条第2項に関して必要な調査を行う場合及び支払留保事由が発生した場合等により、乙が支払期日までに前項の支払ができない場合、乙は甲に対して当該遅延について責任を負わないものとする。但し、乙に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

第11条 (手数料)

- 1 甲は、売買取引等債権額に対し、通知書記載の料率により計算した決済手数料（消費税別）及び通知書記載の月額利用料その他の手数料を乙に支払うものとする。
- 2 手数料は、経済情勢の変化、その他の事情により乙が変更できるものとし、この場合、乙は甲に対してその旨通知するものとする。

第12条 (会員との紛議等)

- 1 甲は、本決済手段による決済を行った商品又はサービス等に関する一切の責任を負担するものとし、会員からの苦情、相談を受けた場合や、会員との間において紛議が生じた場合には、自己の責任において速やかにその解決にあたるものとする。
- 2 甲は、前項の甲による解決の遅延等によって乙に損害等が発生した場合は、当該損害等について一切の責任を負うものとする。
- 3 乙が甲又は甲による本規約に基づく取引等あるいは会員からの苦情等その他必要とする事項に関して調査を要すると判断した場合には、乙は、甲に対して調査を実施又は要請することができ、甲は速やかにその調査に協力しなければならないものとする。

第13条 (譲渡の禁止)

- 1 甲は、本利用契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
- 2 甲は、乙に対する債権を第三者に譲渡及び質入れできないものとする。

第14条 (秘密保持)

- 1 甲及び乙は、利用契約の履行上知り得た相手方の技術上又は営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」という。）を相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示、漏洩せず、利用契約の履行以外の目的に利用しないものとする。但し、(i)乙が乙の親会社、子会社及び関連会社並びにこれらの役員及び従業員に必要な範囲で甲の営業秘密等を開示する場合、並びに(ii)弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他法律上又は契約上の守秘義務を負う専門家又はアドバイザーに必要な範囲で開示する場合は、相手方の書面による事前の同意を得

ることなく、営業秘密等を開示・提供することができるものとする。

2 前項の営業秘密等には、乙より甲宛てに提供する事務連絡の情報等が含まれるものとするが、以下の情報は含まれないものとする。

(1) 開示を受けたときに、既に公知であるか、あるいは、情報受領当事者が既に保有していた情報。

(2) 開示を受けた後に、情報受領当事者の責めによらずして公知となった情報。

(3) 正当な権限を持つ第三者から機密保持義務を負うことなく開示された情報。

(4) 情報受領当事者が独自に開発又は取得したことを証明できる情報。

(5) 法令又はガイドライン等に基づき開示を求められた情報。

3 甲及び乙は、営業秘密等を滅失、毀損、漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当該情報の滅失、毀損、漏洩等に関し責任を負うものとする。

4 甲及び乙は、営業秘密等を滅失、毀損、漏洩等したこと、又はそのおそれがあることを認識した場合、当該当事者は、他方当事者に直ちに通知し、他方当事者による合理的な指示に従い適切に対応するものとする。

5 甲は、利用契約にかかわる業務処理等の一部又は全部を第三者に委託する場合、本規約に定める義務のあることを当該委託先に周知し、かつ必要な管理を行うものとする。なお、当該委託先による本規約に規定する事項に違反があった場合であっても、甲は本規約に定める責を免れないものとする。

6 甲は、利用契約が終了した場合、又は乙が要請した場合には、営業秘密等のうち紙面または電子媒体による文書その他の情報メディア及びその写しを速やかに返却又は廃棄するものとする。

7 本条の規定は、利用契約終了後においても効力を有するものとする。

第 15 条 (個人情報の取扱い)

1 甲は、利用契約の履行上知り得た会員の個人に関する一切の情報(以下、記録又は保存媒体を問わず、「個人情報等」という。)を秘密として保持するものとする。

2 甲は、個人情報を利用契約以外のいかなる目的にも使用してはならない。また、利用契約に必要となるもの以外の個人情報を取扱い使用してはならない。

3 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写、複製してはならない。但し、利用契約の遂行上必要か

つ最小限の範囲で行う複写、複製についてはこの限りではない。

4 甲が本条第 1 項の規定に違反して、個人情報等の紛失、漏洩等が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに乙に報告するとともに、二次被害及びその他の被害の拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

5 甲は、個人情報等を滅失、毀損、漏洩等することがないよう個人情報の保護に関する法律及び適用ある個人情報保護ガイドラインを遵守するものとする。またこれらに定められる必要な措置を講ずるものとし、個人情報等の滅失、毀損、漏洩等に関し責任を負うものとする。

6 甲は、個人情報等をその責任において万全に保管し、利用契約が終了した場合は、直ちに乙の指示に従い廃棄するものとする。但し、法令又は社内規則等により、甲が当該個人情報等を一定期間保存する必要がある場合は、この限りでない。

7 甲は、利用契約にかかわる業務処理等の一部又は全部を第三者に委託する場合には、乙の事前の承認を得たうえで、十分な個人情報保護水準を満たしている委託先を選定するものとする。なお、当該委託先による利用契約に規定する事項に違反があった場合であっても、甲は利用契約に定める責を免れないものとする。

8 本規約は、利用契約終了後においてもその効力を有するものとする。

第 16 条 (甲の表明保証)

甲は、乙に対し、第 1 条第 1 項の加盟の申し込みを行った日及び利用契約の成立日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ、保証する。

(1) 甲は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存在する法人又は個人であり、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、利用契約を締結し、利用契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。

(2) 甲による利用契約の締結及びその条項の履行並びに利用契約において企図される取引の実行は、甲が法人である場合において甲の会社の目的の範囲内の行為であり、甲はかかる利用契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき法令上及び甲の内部規則において必要とされる一切の手続を履践していること。

(3) 利用契約で別途明確に定める場合を除き、甲による利用契約の締結及びその条項の履行並びに利用契約において企図される取引の実行により、公的機関その他の第三者の許認可、承諾若しくは同意等又はそれらに対する通知

等が要求されることはなく、かつ、甲による利用契約の締結及びその条項の履行並びに利用契約において企図される取引の実行は、法令、規則、通達、ガイドライン、命令、判決、決定、令状、甲が法人である場合において甲の定款その他の内部規則、甲を当事者とする又は甲若しくは甲の財産を拘束し若しくはこれに影響を与える第三者との間の契約又は証書等に抵触又は違反するものではないこと。

- (4) 甲が乙に提供した甲に関する情報（甲の事業及び経営に関する基本情報、法令に基づく許認可及び登録の要否に関する情報、事業所の所在地や連絡先に関する情報を含むがこれらに限られない。）がすべて真実かつ正確であること。
- (5) 甲において、利用契約に基づく自己の義務の履行に重大な悪影響を及ぼすと合理的に予測される訴訟その他の争訟が継続中ではなく、甲の知る限り、そのおそれがないこと

第 17 条（禁止事項・誓約事項）

- 1 甲は、乙又はイシューから提供されているアプリケーションその他のプログラム及びシステムを無断で複製、翻案、改ざん、リバースエンジニアリングをしてはならない。
- 2 甲は、マナーロンダリング及びその他の違法行為又はこれに協力する行為を行ってはならない。
- 3 甲は、1 回の売買取引等を複数の売買取引等に分割した上で会員に本決済手段を利用させてはならない。
- 4 甲は、甲に適用のある法令、規則、通達、ガイドライン、命令、判決、決定等を遵守するものとする。
- 5 甲は、乙又はイシューの書面による事前の同意なく、イシューのウェブサイトの内容を複製、流用、改ざん、不正利用したり、あるいは当該内容に関連した派生商品を作り出してはならない。
- 6 甲は、乙又はイシューの書面による事前の同意なく、会員に関する情報を取得及び保有してはならない。
- 7 イシュー及び乙は、定期的に、あるいは、必要と判断した場合はいつでも、自ら又は代理人によって甲の業務の監査を実施することができるものとし、甲は、かかる監査に最大限協力するものとする。

第 18 条（本決済手段の提供の一時停止）

- 1 乙は、以下の各号に掲げる場合には、乙所定の方法により、本決済手段の提供を一時停止することができる。
 - (1) イシューによる本決済手段の停止その他イシューに起因

して本決済手段の提供ができないとき

- (2) 天災地変、地震、停電その他の災害等により、本決済手段の提供ができないとき
- (3) 本決済手段の決済システムに不具合が生じたとき
- (4) 本決済手段の決済システムの保守又は点検に必要なとき
- (5) 甲が利用契約に違反しているとき又はその疑いのあるとき
- (6) 甲が乙に届け出た情報が事実と異なるとき又はその疑いがあるとき
- (7) その他甲の本決済手段の利用状況等から一時停止すべきであると乙が判断したとき

- 2 乙は、前項により本決済手段による提供を停止したことにより、甲に生じた損害について、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、賠償する責任を負わない。

第 19 条（届出事項の変更）

- 1 甲は、乙に対して届け出ている商号、代表者名、所在地、取扱店、連絡先及び指定金融機関口座等の情報及びその他の重要事項に変更（営業停止等を含む。）が生じるときは、当該変更前に乙所定の方法により乙に届け出るものとする。
- 2 甲が前項の届出を怠ったことにより、相手方からの通知又は送付書類その他のものが延着若しくは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなす。
- 3 甲が第 1 項の届出を怠ったことにより、本決済手段の提供が滞った場合には、乙はその責任を一切負わない。
- 4 甲が第 1 項の届出を怠ったことにより、あるいは、甲が乙に届け出た情報が虚偽であったことにより乙、イシュー又は会員に損害等が生じた場合は、甲は当該損害等について一切の責任を負うものとする。

第 20 条（契約期間）

利用契約の有効期間は、利用契約の成立日より 1 年間とする。但し、有効期間満了の 3 ヶ月前までにいずれの当事者からも書面により更新をしない旨の意思表示が相手方に対してなされない限り、1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第 21 条（解約）

- 1 甲又は乙は、書面により 3 ヶ月以上の予告期間をもって相手方に通知することにより、利用契約を解約することができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他乙の都合（乙とイシュー間の本決済手段に関する契約の

終了を含む。)等により、本決済手段による決済システムの提供を終了することがあり、かかる場合、乙は書面により甲に対して通知することにより、利用契約を直ちに解約することができるものとする。

- 3 前項の規定により甲に損害(逸失利益、機会損失を含む。)が生じた場合でも、乙は一切の責任を負わないものとする。

第22条 (解除)

甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの催告を要することなく利用契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、その賠償を請求することができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 本規約に定める表明保証事項が真実又は正確でなかったとき
- (3) 営業に免許若しくは登録を要する場合に、これらの取り消しその他の行政処分を受けたとき
- (4) 自ら振出し又は裏書した手形、小切手が不渡りになったとき
- (5) 強制執行、競売の申立て、保全処分又は滞納処分等を受けたとき
- (6) 破産、民事再生又は会社更生の申立てを受け、又は自らしたとき
- (7) 前三号のほか、信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき
- (8) 合併によらず解散したとき
- (9) 甲が利用契約の申込みにあたり、虚偽の申請をしたとき
- (10) 甲の商品、サービス若しくは販売方法等、会員からの苦情等その他の事由により、甲が本決済手段の加盟店として不適切であると乙が判断したとき

第23条 (契約終了後の処理)

- 1 利用契約が終了したときは、甲は直ちに利用標識を取り外し、乙から提供を受けたアプリケーションを削除しなければならない。また、甲が乙から端末機の貸与を受けている場合は、直ちに端末機を乙に返還しなければならない。
- 2 乙は、利用契約の終了後は、個別の了承を得ることなく相手方の商標、名称等を使用してはならない。
- 3 利用契約が終了した場合、利用契約終了日までに行われた本決済契約は有効に存続するものとし、甲及び乙は、当該契約を利用契約に従い取り扱うものとする。ただし、甲及び乙が別途合意した場合は、この限りではない。

第24条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲および乙は、それぞれ利用契約の相手方当事者(以下「相手方」という)に対し、利用契約の締結日現在、自ら又は自らの役員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号の共生者(前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗じ、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者)
- (9) その他前各号に準ずる者

- 2 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 甲および乙(以下「解除当事者」という)は、相手方(以下「該当事者」という)が、第1項各号のいずれか一つにでも該当し、もしくは第2項各号のいずれか一つにでも該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、このため解除当事者にとって該当事者との間で取引を継続することが不適切であると判断した場合には、該当事者に対して何ら通知・催告することなく、直ちに利用契約を解除することができ、該当事者は、当該解除により解除当事者が被った損害の一切を賠償するものとする。

- 4 前項により、解除当事者による解除によって該当事者またはその再委託先等に損害または損失が生じたとしても、解除当事者はこれを賠償する責を一切負わないものとする。

第25条 (本規約の変更及び承認)

乙は、甲に通知する方法又は公表その他の乙所定の方法により本規

約を変更することができる。乙による変更後の本規約の通知又は公表後において、会員との間で本決済契約の締結を行った場合には、甲は、変更後の本規約を承認したものとみなし、以後の取扱い等については変更後の本規約が適用されるものとする。

第 26 条（準拠法）

利用契約については日本法が適用され、日本法に従って解釈されるものとする。

第 27 条（裁判管轄）

利用契約に関連して生じる甲乙間の一切の紛争については、東京地方裁判所の専属裁判管轄に服するものとする。

第 26 条（誠実協議）

利用契約に定めのない事項又は解釈上の疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、誠意をもって定めるものとする。

以上

〔施行・改訂〕

平成 30 年 9 月 7 日初版施行

平成 30 年 10 月 3 日 改訂

569-3003

第 2 条 特約条項

WeChat Pay 特約

WeChat Pay 特約は、甲が会員から WeChat Pay による決済の申込みを受けた場合に適用されるものとする。

第 1 条（決済手段）

共通条項第 2 条第 1 項の「第 2 の特約条項に定める手段」とは、会員の銀行口座からの引落しその他 WeChat Pay において認められる決済手段を指すものとする。

Alipay 特約

Alipay 特約は、甲が会員から Alipay による決済の申込みを受けた場合に適用されるものとする。

第 1 条（決済手段）

共通条項第 2 条第 1 項の「第 2 の特約条項に定める手段」とは、会員の銀行口座からの引落しその他 Alipay において認められる決済手段を指すものとする。

第 2 条（本決済手段による決済の方法）

甲は、Alipay においては、会員提示型に加え、加盟店提示型を用いるものとする。なお、共通条項第 3 条第 3 項から第 5 項の規定は加盟店提示型においても共通とする。